加茂市指定給水装置工事事業者 各位

加茂市水道局長 樋口敏晴

水道法の一部改正に伴う 指定給水装置工事事業者制度の更新制導入について(通知)

日頃より、本市の水道事業に御協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、水道法の一部が改正されたことに伴い、令和元年10月1日より指定の更新制が導入されました。

この改正法により、指定の有効期間が従来の無期限から**5年間**となることから、指定給水装置工事事業者の皆様におかれましては、有効期間内での更新手続きが必要となります。

初回の更新時期につきましては、政令の規定に基づき、従前の制度で指定を受けた日によって、更新までの 有効期間が異なります。該当する期間をご確認の上、期間内での手続きをお願いいたします。

1 有効期間及び更新の申請期間

更新手続きについては、水道局より事前に郵送にて通知します。通知時期は、指定の有効期限の $3\sim4$ か月前を予定しています。なお、有効期間内に更新手続きをしなかった場合、失効となりますのでご留意願います。

加茂市より指定を受けた日	初回更新までの指定の有効期間
平成 10 年 4 月 1 日 ~ 平成 11 年 3 月 31 日	令和元年9月30日 ~ 令和2年9月29日の1年間
平成 11 年 4 月 1 日 ~ 平成 15 年 3 月 31 日	令和元年9月30日 ~ 令和3年9月29日の2年間
平成 15 年 4 月 1 日 ~ 平成 19 年 3 月 31 日	令和元年9月30日 ~ 令和4年9月29日の3年間
平成 19 年 4 月 1 日 ~ 平成 25 年 3 月 31 日	令和元年9月30日 ~ 令和5年9月29日の4年間
平成 25 年 4 月 1 日 ~ 令和 元年 9 月 30 日	令和元年9月30日 ~ 令和6年9月29日の5年間

- 2 更新時に必要な提出書類及び持参するもの (<u>水道法第25条の2</u>を準用)
 - ※ 様式は加茂市水道局ホームページに掲載しています。
 - (1) 様式第一号 (新規指定時の申請書と同様)
 - (2) 様式第二号(欠格条件に該当しないことの誓約書)
 - (3) 機械器具調書
 - (4) 定款及び登記事項証明書(法人)又は住民票の写し(個人)
 - (5) 給水装置工事主任技術者免状番号を確認できるもの(免状又は技術者証の原本もしくは写し)
- 3 別途に確認する項目

指定更新申請時に、講習会の受講証等の確認を行う予定としています。詳細については、後日ホームページ等でお知らせします。

- 4 新規および更新に係る指定手数料(加茂市給水条例第31条による)
 - 3,000円

【お問い合わせ先】

加茂市水道局管理係

電話: 0256-52-0080 内線 246 Email: suido@city.kamo.niigata.jp